

別表六（五の二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第33条第1項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた法第69条の2（分配時調整外国税相当額の控除）又は第144条の2の2（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）（これらの規定を措置法第9条の6第4項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）、第9条の6の2第4項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）、第9条の6の3第4項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）若しくは第9条の6の4第4項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）又は第9条の3の2第7項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配1」から「その他4」までの「①に係る分配時調整外国税相当額②」の各欄並びに「分配時調整外国税相当額10」、「分配時調整外国税相当額16」及び「控除を受ける分配時調整外国税相当額23」の各欄は、分配時調整外国税相当額（復興財源確保法第33条第1項の規定により読み替えられた法第69条の2第1項又は第144条の2の2第1項（これらの規定を措置法第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項若しくは第9条の6の4第4項又は第9条の3の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に規定する分配時調整外国税相当額をいいます。以下同じ。）を記載します。
- 3 措置法第62条第1項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「法人税の額6」には、別表一「10」の外書の金額又は別表一の三「6」の外書の金額を加えた金額を記載します。
- 4 「その他に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額の明細」の「参考」には、分配時調整外国税相当額を証明する書類の有無その他控除を受ける金額の計算に関し参考となる事項を記載します。